

平成26年度 第3回 埼玉中部広域清掃協議会会議録

平成26年12月25日 開催

埼玉中部広域清掃協議会

平成26年度第3回埼玉中部広域清掃協議会 会議録

○議題

「平成26年度第3回埼玉中部広域清掃協議会次第」のとおり

○開催日時

平成26年12月25日（木）

開会 午後2時00分

閉会 午後2時46分

○出席者（10名）

東松山市 森田光一（東松山市長）

矢島謙司（代理）

桶川市 小野克典（桶川市長）

滑川町 吉田昇（滑川町長）

柳克実（代理）

嵐山町 岩澤勝（嵐山町長）

小川町 松本恒夫（小川町長）

吉見町 新井保美（吉見町長）

ときがわ町 関口定男（ときがわ町長）

東秩父村 足立理助（東秩父村長）

参 与 鈴木健史（川越比企地域振興センター東松山事務所長）

参 与 新村三枝子（東松山環境管理事務所長）

○欠席者（なし）

○職務のため出席した事務局職員

根岸正己 山下雅之 須澤理 梅澤敏志

○議事の記録方法

全文記録

## 平成26年度第3回埼玉中部広域清掃協議会次第

日 時 平成26年12月25日(木)

午後2時00分から

場 所 吉見町保健センター2階会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

### 【協議事項】

協議第6号 地方自治法に基づく法定協議について

協議第7号 平成27年度構成市町村負担金(案)について

協議第8号 組合組織体制(案)について

### 【報告事項】

報告第5号 一部事務組合設立許可後の事務について

報告第6号 意見募集のやり直しを求める申し入れ書について

4 その他

次回協議会開催日

第4回協議会 3月26日(木) 午後2時00分から 吉見町役場 大集会室

5 閉 会

## 1 開 会

○司会 皆さん、こんにちは。本日の司会を務めさせていただきます清掃協議会事務局の須澤です。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、本日の資料の確認をいたします。

第3回埼玉中部広域清掃協議会次第と書かれた冊子1部が机の上に置かれていたと思います。次第をめくっていただきまして1ページから23ページまで印刷されております。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

## 2 あいさつ

○司会 それでは、開会に当たりまして、吉見町の新井保美町長からご挨拶をお願いいたします。

○新井会長 皆さん、こんにちは。平成26年度第3回埼玉中部広域清掃協議会にご案内を申し上げたところでございますが、年末のご多用の中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、構成市町村の平成26年12月定例会に、埼玉中部資源循環組合の設立についての議案の提出をお願いしておりましたけれども、全ての市町村議会で議決をいただきました。改めて皆様のご協力に感謝を申し上げますとともに、それぞれの議会で寄せられましたご意見に真摯に耳を傾け、今後の事務に反映にしていきたいと思います。

各構成市町村議会で組合設立議案の議決をいただきましたので、本日は地方自治法に基づく法定協議、新年度の構成市町村の負担金の案、組織体制案について協議していただくこととしております。いずれにつきましても11月11日の調整会議、幹事会合同会議、12月9日と16日の幹事会、12月18日の調整会議で協議を重ねてきたものでございます。また、その内容につきましては、構成市町村長の皆様にも事務局から情報を提供させていただいております。

さらに、予算の積算に当たり、現時点で想定している一部事務組合議会の内容につきまして、それぞれの市町村の建設検討委員さんと議長さんに説明をさせていただいているところでございます。年が明けまして1月の初旬には、埼玉県に一部事務組合設立許可申請も行う予定でございます。この協議会を設立して1年9カ月になりますけれども、ここまで事務を進めることができました。構成市町村の皆様、ご指導いただいております関係機関の皆様、そして住民の皆様に感謝を申し上げる次第でございます。

一部事務組合、現時点では、仮称ではございますが、埼玉中部資源循環組合の設立に向けて引き続き皆様の慎重なご審議をお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 ありがとうございます。

## 3 議 題

○司会 それでは、3の議題に入ります。

新井会長、よろしくお願いいたします。

○新井議長 それでは、規定によりまして、しばらくの間、議事を進行させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

では、早速議事に入らせていただきます。

協議事項3点ありますが、まず協議第6号 地方自治法に基づく法定協議についてを議題といたします。

事務局で説明をお願いします。

○事務局 事務局の梅澤です。よろしくお願いいたします。着座にて失礼させていただきます。

次第を1枚めくっていただきまして、1ページをお願いいたします。協議第6号 地方自治法に基づく法定協議について、地方自治法第284条第2項の規定に基づき、別紙のとおり協議願います。

1枚めくっていただきまして、2ページをお願いいたします。2ページには、別紙といたしまして埼玉中部資源循環組合の設立に関する協議書を添付させていただいております。ちょっと読ませていただきます。

地方自治法第284条第2項の規定により、平成27年4月1日から、東松山市、桶川市、滑川町、嵐山町、小川町、吉見町、ときがわ町及び東秩父村の可燃ごみ及び粗大ごみの処理施設の建設及び管理運営並びにこれらに附帯する事務を共同処理するため、別紙のとおり規約を定め、埼玉中部資源循環組合を設立することについて協議するとございまして、8市町村長様の連名を書かせていただいております。

この協議につきましては、法定上の協議と言われておりまして、地方自治法第284条第2項では、協議により規約を定めとありまして、規約について協議をするものということになっております。地方自治法第290条では、議会の議決を要する協議と題しておりまして、第284条第2項、つまりこの法定協議が位置づけられております。本日の協議に際し、8市町村議会において組合設立の議案を上程させていただいております。可決をいただいております。本日の法定協議は、それらの経過を経て行っているものということで、法律に位置づけられたものとなっております。

協議につきましては、8市町村長で行いますが、議会の議決内容と異なる協議はできないということで、県の手引に記載してあります。なお、協議が調った際は、協議書を作成しておくことが望ましいとされておりますので、本日、協議が調いましたら、こちらの協議書を8部作成し、各市町村で1部ずつ保管できるようにしたいと考えております。

協議書の様式につきましては、県の広域行政手引の例を参考として作成をさせていただいております。協議が調いましたら、協議調った日付を協議書の日付としたいと考えております。なお、この協議書の別紙につきましては規約でございまして、先ほどご説明させていただきましたとおり、各市町村において議会に上程していただきました規約の内容につきまして協議をしていただくものというこ

とになります。

7ページをお願いいたします。7ページにつきましては、第2回の協議会、10月22日の協議会で協議をしていただきました協定書を参考としてつけさせていただきます。こちらの法定協議が済みましたら、こちらの協定書も締結ということで、同じ日付、本日調いましたら12月25日付とさせていただきますと考えております。

協議書の説明につきましては、以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○新井議長 ただいま事務局において、協議書と協議内容について説明をいたしました。この点についてご質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井議長 それでは、これで協議を調べ、協議が成立するということがよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○新井議長 それでは、協議第6号について、この様に決定いたします。

続いて、協議第7号 平成27年度構成市町村負担金（案）についてを議題といたします。

事務局で説明をお願いします。

○事務局 事務局の梅澤です。よろしくお願いいたします。

9ページをお願いいたします。協議第7号 平成27年度構成市町村負担金（案）についてでございます。

平成27年度構成市町村負担金（案）について、別紙のとおり協議願いますとございます。

1枚めくっていただきまして10ページをお願いいたします。平成27年度埼玉中部資源循環組合予算、構成団体経費負担と書かせていただいております。

上の表からでございますが、歳出の合計が1億7,600万円と書かせていただいております。内容につきましては後ほどご説明をさせていただきたいと思いますが、こちらをベースに負担金のほうが発生してくるということになります。

その下の4つの枠につきましては、歳入の見込みになります。2番目の交付金見込み額というのは、循環型社会形成推進交付金のこととございまして、相談支援事業の3分の1が見込まれてございます。

次の県補助金の見込み額につきましては、バイオガス化事業の調査費用につきまして補助金を見込んでございます。

預金利子、雑入につきましては、科目設定として1,000円ずつ計上させていただいております。これらの歳入を歳出から引きました1億4,734万3,000円を各市町村にご負担をお願いするものでございます。負担の割合につきましては、規約に定められております均等割10%、人口割90%で算定をさせていただきますと考えております。

上から3番目の表でございます。構成団体負担金とございます。均等割の12.5%という欄につきましては、全体の経費均等割10%のうち、それぞれの市町村が12.5%ずつ、つまり8分の1ずつご負担

するという意味でございます。そうしますと、均等割の額は184万2,000円となります。隣の枠が人口となっておりまして、平成26年4月1日の人口でございます。人口割の割合につきましては、33.2%、28.0%とそれぞれの市町村の割合を書かせていただいております。なお、人口割のパーセントにつきましては、小数点以下第2位を四捨五入して求めさせていただいております。

これに基づきまして全体の経費の90%が人口割でございますので、それぞれ計算させていただいた額が人口割額というふうな形で計上させていただいております。この均等割額と人口割額を足したものが、表の一番右側の合計でございますが、こちらの合計額が来年度にご負担をお願いしたい金額となっております。例えば東松山市さんですと4,586万8,000円となっております。

済みません。ホチキスの打つ位置によっては、最後のゼロが見つらいかもしれないのですが、大変恐縮ですが、ごらんいただければと思います。よろしく願いいたします。

なお、負担金につきましては、100の位を四捨五入して求め、合計額が一致しない場合は調整をしますというふうにさせていただいておりますが、どうしても人口割がコンマ何%というところもありますので、そういった計算の中で端数が生じます。端数が生じた結果、全体の合計額が合わないということがありますので、その調整をさせていただいております。調整の内容につきましては、11ページに書かせていただいております。

11ページの滑川町さんの人口割のところは白抜きになっているかと思うのですが、こちらが調整をしましたというところに、調整の対象となっておりますというところになります。今回ですと、合計額がたまたま1,000円多いということになっておりますので、どこかの市町村さんから1,000円少なくするという処理をしたいと考えております。一番切り上げの幅が大きい市町村さんを切り捨てることによって、1,000円の調整をさせていただきたいと考えておりまして、100円のところが四捨五入で切り上がるところが滑川町、小川町、吉見町となっております。滑川町の566円というのが切り上がる幅が一番大きいところとなっておりますので、ここを切り下げることによって1,000円の調整をさせていただきたいということでございます。

左のページに戻りますと、10ページでございますが、滑川町さんの人口割額のところは862万円とありまして、その隣の人口割（調整後）というところが861万9,000円とございまして、1,000円ここで調整をさせていただいております。結果、各市町村さんの負担金を合計させていただきますと1億4,734万3,000円となりまして、予算の額と合いますので、このような形で調整をお願いするものでございます。

では、済みません。12ページをお願いいたします。12ページからにつきましては、歳出の内容について記載をさせていただいております。

まず、12ページでございますが、（参考）関係する一部事務組合の報酬等ということで書かせていただきました。比企広域市町村圏組合、小川地区衛生組合、埼玉中部環境保全組合、埼玉県央広域事務組合の例を書かせていただいております。正副管理者、監査委員、審査委員、審議会委員のそれ

ぞれの報酬につきましてここに掲載をさせていただいております。

今回、予算を組むに当たりまして、基本としましては比企広域市町村圏組合さんの例に基づきまして予算のほうを計上させていただいております、このような形でご了解いただければと考えております。なお、比企広域のことにつきましては、桶川市さんについてはちょっとなじみが薄いかと思いますが、この表を見ていただきますと、全体的な額のバランスとしましておかしくないものというのがご理解いただければと思っております、そのようなことでご了解いただければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

比企広域市町村圏組合と1つ違う点がございまして、それが管理者の報酬になっております。比企広域市町村圏組合は月額2万5,000円ということになっておりますが、新組合につきましては2万4,000円ということで積算をさせていただいております。

では、済みません。13ページをお願いいたします。13ページからの資料につきましては、皆様に負担金をお願いするものとなる事業の内訳を記載させていただいております。こちらの内容につきましては、幹事会で2回、調整会議で1回議題にさせていただいております。

一番上の表でございまして、款ごとの予算額を記載させていただいております。議会費、総務費、事業費、予備費ということで計上させていただいております、事業費が予算全体の約70%を占める、そのような形になっております。なお、こちらのほうですが、幹事会、調整会議で協議をさせていただいたというお話をさせていただきましたが、当初のうちのほうからのご提示より499万5,000円減額して、このような形でご提示をさせていただいております。ご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

13ページの下の方でございまして、1款議会費、1項議会費でございまして、こちらにつきましては、558万円ということで議会の経費に必要な所要の費用を計上させていただいております。

では、済みません。14ページをお願いいたします。14ページ、15ページにつきましては、総務費、総務管理費でございまして、こちらにつきましては合計で4,435万8,000円でございます、14ページでございます2節給料でございます。こちらの給料は、特別職8名、それと一般職3名の給与を計上させていただいております。現在、職員の派遣につきましては、調整会議、幹事会等で調整をさせていただいている最中でございますが、派遣をしていただけるような形になりました場合は、組合に来ていただいて現在の給料から下がることがないような形で調整をしないと、このように考えております。また、給料につきましては、幹事会等で今後引き続き協議をしていくということになっておりますので、ご理解賜ればと思っております。よろしく願いいたします。

なお、具体的な職員体制が決まることによって、給料につきましては給料額の増減が生じることがありますので、そこにつきましてご了解いただければと思っております。よろしく願いいたします。

続きまして、15ページの上から4行目の13節委託料でございまして、こちらが531万3,000円を予算計上させていただいておりますが、総務関係の委託料でございまして、組合になりますので、組合の条例



等の例規を作成させていただきますので、そちらの例規の整備のために例規データ作成業務委託、また新組合のホームページ作成のためにホームページ作成業務委託といったものを検討させていただきます。

14節の使用料及び賃借料でございますが、こちらにつきましては事務を行う上で必要な費用を計上させていただきます。

では、済みません。16ページをお願いいたします。16ページの上の表ですが、総務費の監査委員費でございます。こちらにつきましては、監査委員の費用につきまして所要の費用を計上させていただきます。

その下でございますが、3款事業費、1項事業費でございます。こちらにつきましては、来年度以降の事業費を計上させていただいているものでございますが、2節の給料につきましては、職員4名分の給料を計上させていただきます。

続きまして、13の委託料でございますが、こちらの内容につきまして、済みません。少しご説明をさせていただきたいと思いますが、13の委託料の一番上のところですが、施設整備基本計画策定業務委託料でございます。こちらは事業の基本的な条件を整備するなどを行うための事業ということになっております。

続きまして、その下、環境影響評価業務委託料でございますが、こちらは環境アセスをするに当たりまして、計画書、準備書、評価書等が3年間で税抜きで約9,000万円かかります。こちらにつきましては、初年度行う計画書の分につきまして予算を計上させていただいているものでございます。

次の現況調査業務委託料でございますが、こちらにつきましては測量を行うための事業になります。

次のページになりまして、17ページの一番上でございます。地質調査業務委託料でございますが、こちらは地質調査を行うための委託料となっております。

その下ですが、PFI導入可能性調査業務委託料でございますが、こちらは事業の条件を整理させていただきまして、民間の意向調査を行い、財政負担を比較し、VFMの評価を行うものでございまして、これからどのような事業方式でしていくかというのを図るための委託業務でございます。

ここまでの業務につきましては、循環型社会形成推進交付金の対象となる業務となっております、この合計額の3分の1を歳入として見込ませていただいているところでございます。なお、資料が網かけをさせていただいたのですが、コピーの都合でちょっと薄くて見づらいかと思っております。ここまでの事業が交付金の対象事業となります。申しわけございませんが、ご了解いただければと思います。

その下でございますが、技術支援業務委託料でございますが、これは専門的な事業になりますので、コンサルさんのお力をかりたいと思っております、そのための委託事業ということになっております。

その下でございますが、バイオガス化施設整備事業実施可能性調査業務委託料となっております、

こちらのバイオガス化施設の整備の基本的な調査を行うための費用として計上させておりました、県の補助金の対象となる事業となっております。

なお、予算書につきましては、組合議会の開催の関係ですとか、また環境アセスのように3年間継続される事業もございますので、そういった事業の債務負担等を整理させていただきまして、これから調整をさせていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

では、協議第7号の説明につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○新井議長 ご苦労さまでした。

平成27年度に各市町村さんにご負担をお願いする負担金について案を提出させていただきましたが、その算定の基礎なる予算については、一部事務組合設立後、なるべく早期に議会に提出していただくということになりますけれども、4月1日からはもう具体的に動き始めますので、暫定的にお出しすることになりますので、負担金をお願いする基礎となるものもあわせて説明をさせていただきました。

この点についてご質疑等ございましたら、どうぞよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○新井議長 それでは、暫定的に予算を執行させていただくということで、各市町村さんにこういうふうにそれぞれ負担をお願いいたします。このように決定いたします。

続きまして、協議第8号 組合組織体制（案）について、事務局の説明をお願いします。

○事務局 事務局の根岸です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、協議第8号になります。組合組織体制（案）について説明をさせていただきます。済みませんが、座らせていただいて説明させていただきます。

資料ですと、具体的に図が載っております19ページをごらんいただきたいと思います。仮称ですが、埼玉中部資源循環組合組織図（案）とありますが、そちらをごらんいただきたいと思います。

まず、標題の下の部分になりますが、管理者1名と、それから副管理者7名によります正副管理者会議、合計8名になりますが、これを組織いたしまして、その下に7名から成る事務局を設置したいと、こういったものでございます。

その正副管理者会議の右側をごらんいただきますと、建設予定地周辺の皆様のご意見を取りまとめでいただく住民代表の組織、これを設置したいと考えております。

その下に構成市町村の副市町村長で組織いたします副市町村長会議、それから構成市町村の担当部課長から成る幹事会、そして新たにその右側をごらんいただきますが、今後はごみ処理のより具体的な調整、これが必要となります。そういったことから、関係機関として小川地区衛生組合、それから吉見町が鴻巣市、北本市と運営しております埼玉中部環境保全組合、こちらにも参加をしていただきたいと思います。

上段の左側をごらんいただきます。組合議会とありますが、先ほど来、お話に出ております規約にございましたように、組合議会は20名の議員さんで、そして監査委員さん2名をお願いして、その事

事務局は後ほど説明させていただきますが、総務の担当が併任をしたいと考えてございます。

中段の左側をごらんいただきます。会計管理者ですが、括弧書きにありますように、管理者の属する市町村の会計管理者、こちらにお願いをしたいと考えております。なお、会計の担当は、先ほどと同様、総務の担当が併任をするという予定でおります。

事務局長というのがありますが、その右側、中段のちょうど中央になりますが、建設検討委員会です。現在、協議会でも建設検討委員会を設置しておりますが、現在の建設検討委員会につきましては、協議会を整理する来年3月末をもって一区切りとさせていただきたいと考えております。そして、新たに組合で条例に基づきます建設検討委員会を設置いたしまして、施設整備の基本的な計画、これらについて検討をしていただくという予定でございまして。

なお、そのメンバー構成、それから人数等、これらにつきましては、今後、調整をさせていただきたいと考えております。

最後になりますが、中央に事務局長とありますが、事務局につきましては事務局長を含め7人体制を予定しております。

下の左側、こちらが総務担当でございまして、総務課長と総務担当の2名ということで、できればその中に人事、給与事務の経験者も入っていただければということで、現在、調整のほうをさせていただいております。具体的な事務につきましては、左隅に枠で囲ってあります。議会、監査、条例規則、それから予算・決算、人事、給与、福利厚生、これらを担当していただく予定でございまして。

その右側が施設課になります。施設課長と施設係長、そして担当2名の4名で、具体的には右側の枠の中にありますように、施設の建設に関するを中心に環境アセスメント、それから先ほどの協議の中でもお話しいたしましたが、循環型社会形成推進交付金、これらを担当していただきます。

なお、施設課長のところに吹き出しがございまして、埼玉県職員の派遣を依頼済みとございまして。現在、埼玉県のほうにごみ処理施設の建設に関する経験と知識をお持ちの埼玉県職員の方を派遣していただきたいということで、会長名で依頼のほうをさせていただいております。具体的には調整中ですが、お話を聞くとところによると、何名か同じような形で埼玉県職員が派遣されているようであります。多いケースは、県庁ですと主査クラス、そして関連の出先の機関の方ですと課長クラスが多いそうです。年齢的には30代後半から40代前半の方が中心になっているというお話は伺っております。いずれにいたしましても、現在調整中ということで進めさせていただいてございまして。

いずれにいたしましても事務局の職員の派遣につきましては、現在、再三申し上げておりますように、各市町村の皆様の担当者、それから人事担当課も含めて、その調整をお願いしている段階ということでございまして。なお、これまでの会議の中では、何点かご意見も寄せられております。代表的なものとしたしましては、ここにもありますが、特に施設課を中心に有資格者の確保、これはなかなか難しい、こういった意見もいただいております、それから、例えば派遣期間を3年単位としてローテーション、これを考えてみてはどうか、こんなお話もありました。それから、組合で直接採用するプ

ローパー職員を確保する方法もあるだろう。あるいは、有資格者を中心に、これからは期限付き任用、これらも考えてみてはどうか。あるいは、再任用職員の派遣、これもやはり検討したほうがいいだろう。そして、単年度ではなくて、少し将来を見据えた中長期的な人事体制、これも当初から考慮すべきであろう、こんなお話もいただいております。現実的な問題としては、特に管理職クラスの派遣については、できるだけ早く決める必要がある、こういったご意見もいただいております。やはり今後の検討も必要というふうに感じております。

今時点では、案ということで提示をさせていただいておりますが、当面、組合が設立いたします平成27、28年の2年間、業務の一部委託もしながら、職員で事務を進めていきたいということで調整をお願いしている段階でございます。

以上が協議の第8号になりますが、組織体制の案ということで説明をさせていただきました。それぞれの構成市町村には、いろいろ調整のほうをお手数おかけいたしますが、どうぞよろしくお願いたいというふうに考えております。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○新井議長 ご苦労さまでした。

事務局長の下にある総務課、施設課、この施設課長以外の担当、係長等、それらについて派遣の調整を今しているところでございます。

それでは、今、説明を申し上げましたこの設置基準について、何かご質疑等ございましたらお願いたします。何かご意見ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井議長 恐らく進めていくと、いろいろ課題もまた出てくるかと思えますけれども、その時点でまた検討も必要かなというふうに思っていますが、このまま協議を進めていくということによろしくございますか。

〔「はい」と言う人あり〕

○新井議長 ありがとうございます。

それでは、埼玉中部資源循環組合の組織については、この案のとおり決定いたします。ありがとうございました。

それでは、協議事項につきましては以上でございまして、続いて報告事項に移らせていただきます。

報告第5号 一部事務組合設立許可後の事務について説明をお願いします。

○事務局 事務局の須澤です。どうぞよろしくお願いたします。着座にて失礼します。

20ページをごらんください。報告第5号 一部事務組合設立許可後の事務について、一部事務組合設立許可後の事務について、別紙のとおり報告します。

21ページをごらんください。一部事務組合設立許可後の事務について、以下の3つの事務が予定されています。

1 番目は、組合議会関係です。構成市町村議会へ組合議員選出依頼をいたします。これは構成 8 団体の 3 月定例会の組合議員の選出を依頼し、4 月から組合事業開始に備えるものであります。

2 番目は、比企広域公平委員会関係です。現在、比企広域では、東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、東秩父村、小川地区衛生組合、比企広域市町村圏組合、10 自治体の公平委員会を共同で設置し、運営しております。これは組織を簡素化して、適切な行政の確保を目的とするものでありまして、地方自治法に定めています機関等の共同設置を利用したものです。つきましては、埼玉県へ申請予定の当該一部事務組合の公平委員会に関しましても、比企広域公平委員会の参画の申し入れを行いまして、その後、比企広域公平委員会加入自治体議会において規約変更議案の上程を行うこととなります。

3 番目に、協議会関係です。一部事務組合が無事許可されますと、今後は組合として活動していくこととなります。つきまして、来年 3 月 26 日開催予定の第 4 回協議会にて当協議会の解散と、それから組合正副管理者の選出を行う予定です。

なお、組合正副管理者の選出については、協議会終了後と記載がありますが、今後、再検討いたしまして、3 月 26 日の協議会の議題の一つとして協議していただく可能性もありますので、ご了承ください。

報告第 5 号の説明は以上です。

○新井議長 2 番目の比企広域公平委員会関係ですけれども、小野市長さんがわかりにくいということも先ほどからございましたけれども、比企広域で公平委員会を共同設置しています。この中にこの資源循環組合も入れていただきたいということです。

○小野委員 わかりました。

○新井議長 それでは、3 点の事務について申し上げましたけれども、わかりにくい点もおありかもしれませぬ。いかがでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井議長 よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○新井議長 それでは、こういった事務が今後発生するということでございますので、ご準備をよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして報告第 6 号 意見募集のやり直しを求める申し入れ書について、報告をお願いします。

○事務局 事務局の山下です。よろしく申し上げます。着座にて失礼させていただきます。

22 ページをお願いします。報告第 6 号 意見募集のやり直しを求める申し入れ書について、別紙のとおり報告します。

次の 23 ページをお願いします。朗読をさせていただきます。

「ごみ処理基本計画」並びに「新ごみ処理施設整備構想」に対する意見募集のやり直しを求める申し入れ書。

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、10月22日開会の埼玉中部広域清掃協議会の中で、本年7月に行った「ごみ処理基本計画」並びに「新ごみ処理施設整備構想」に対する意見募集について、策定した「計画」並びに「構想」の中に誤りがあり、訂正をしていました。

意見募集の元となるものに誤りがあったことは、他の資料の誤りとは意味が違います。それは他の資料の誤りは単なる訂正で済みますが、意見募集の元となる「書」の誤りは訂正だけでは済みません。意見を寄せた住民は、当然のことながら「計画」並びに「構想」を読み、意見を寄せているのであって、そこに誤りがあった以上、寄せられた意見の趣旨が違うことがあります。

したがって、正確な意見を把握するためには、「計画」並びに「構想」について再度の意見募集が必要なため、意見募集のやり直しを申し入れます。

なお、意見募集のやり直しには、協議会において委員の合意が必要と考えますので、議題にし、採決を行うよう、合わせて申し入れます。

以上であります。

○新井議長 意見申し入れ書がありましたということをご報告申し上げますとともに、委員の皆様方のご意見を伺いたいというものでございます。

申し入れ書の内容につきましては、今、ご説明を申し上げたとおりです。協議会の会長宛てに提出されたものでございますので、委員の皆様方に報告をさせていただきました。申し入れ書にありますとおり、前回の協議会におきまして、ごみ処理基本計画及びごみ処理施設の整備構想の一部誤りを訂正いたしました。しかしながら、いずれの訂正部分につきましても、意見募集にまだ計画及び構想に影響を与えるものではないと考えております。したがって、改めて意見募集を行うには及ばないというふうに考えておりますけれども、委員の皆様方、お考えいかがでしょうか。

〔「採決をしていただけないですか。結果は尊重します。採決をしていただけないでしょうか」と言う人あり〕

○新井議長 傍聴者は発言は控えていただきます。

〔「ありません」と言う人あり〕

○新井議長 こうした考えでよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○新井議長 それでは、委員の皆様、今申し上げたような考え方で、改めて意見募集を行うということとはしないということで決定します。

ありがとうございました。

以上で用意いたしました議事につきましては以上でございますが、事務局のほうから何かお伝えす

るようなことはありますか。どうぞ。

○事務局 それでは、1点だけ。協議の第6号で地方自治法に基づく法定協議についてということで協議をしていただきました。その結果、これは記録に残すという意味も含めて、もしよろしければ会議終了後に本日をもって法定協議を行ったという記録のための写真のほうを撮らせていただければと考えております。いかがでしょうか。

○新井議長 委員皆様方の合同写真ですね。

○事務局 はい。本日の協議の日にちを入れて撮っておきたいと思っています。

○新井議長 では、そうさせていただきますよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○新井議長 ありがとうございます。

それでは、事務局のほうはよろしいですか。

○事務局 はい。

○新井議長 この際ですから、委員の皆様から何かこの点についてはどうかということでもありましたらどうぞ。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井議長 それでは、ご協力いただきまして、ありがとうございました。

以上で議事については終了させていただきます。

ご苦労さまでした。

○司会 ありがとうございました。

#### 4 その他

○司会 では、次第によりまして、4のその他に移ります。

次回協議会開催日でございますが、次第の記載のとおり、3月26日木曜日午後2時から、今度は吉見町役場大集会室、こちらのほうで行いますので、よろしく願いいたします。

その他といたしまして何かございますでしょうか。

○新井会長 協議会は、大集会室しかとれなかった。ここはあいていない。

○事務局 どちら。

○新井会長 ここはあいていなかった。

○事務局 ここですか。

○新井会長 大集会室だとだだっ広くてどうかなと。

○事務局 では、もう一度確認して、それでは場所については改めてご連絡差し上げます。

○司会 特にないようであれば、この閉会のほうに移らせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「お願いします」と言う人あり〕

## 5 閉 会

○司会 では、閉会の挨拶を桶川市の小野市長、よろしく願いいたします。

○小野委員 それでは、大変ご苦労さまでした。

いよいよ来年、組合の設立に関する協議も調いまして、早期の建設に向けてこれから取り組んでいくわけでございますけれども、今日に至るまで、設置場所、設置の建設地であります吉見町さんにおかれましては、本当に町民の皆様、また執行部の皆様の大変なご理解とご協力には心から感謝を申し上げる次第でございます。

これからまた速やかな建設ができますよう、今後引き続き住民の皆様へのきめ細かな配慮と、また8市町村がしっかりと連携しながら、いろんなことに取り組んでまいりたいと思いますので、どうか引き続きよろしくお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

ご苦労さまでした。

○司会 ありがとうございます。

以上をもちまして、第3回協議会は終了いたします。

どうもありがとうございました。